

沼津市手数料条例（平成12年条例第27号）別表第11の3の項の市長が定める機関を次のように定める。

平成24年12月27日

沼津市長 栗原裕康

区分	市長が定める機関
一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）に係る申請	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるものを除く。））又は建築物全体（非住宅部分がない場合に限る。）に係る申請	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関
その他の申請	登録建築物調査機関

備考

- 1 この表において「登録建築物調査機関」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）が、建築関連事業者（業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）であるもの
 - (2) 役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えているもの
 - (3) 登録建築物調査機関（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であるもの
- 2 この表において「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能

評価機関をいう。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。